

入札条件 (物品納入及び製造の請負)

(令和4年8月22日施行)

- 1 本件入札に関し入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、米沢市契約規則（昭和53年規則第5号）に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
- 2 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。この場合、入札書の記名押印は、委任状に記載されている受任者名及び使用印鑑とする。
- 3 入札参加者又は、入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 5 入札辞退により、入札参加者が2人に満たないときは、入札を中止する。
- 6 入札辞退により、入札箱に入札書を投入した者が2人に満たないときは、入札を中止する。この場合、その入札書は開封しないで返却する。ただし、入札箱に投函された入札書に無効な札があり、有効な札の数が規定する参加者数に満たなくなったときは、入札を中止する。この場合、入札書は返却しない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人の入札
 - (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
 - (4) 入札書に記名押印のない入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- 8 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- 9 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 10 相指名業者間の下請負（二次下請負以降も含む）契約は認めない。
- 11 入札書は、米沢市契約規則第19条の規定により、別紙様式によること。
- 12 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 13 指名を受けた者が入札を辞退する場合は、次により取扱うものとする。
 - (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申出るものとする。
 - イ 入札執行前にあたっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（書留で入札の前日まで）に到達するものに限る。）若しくはFAXにより行う。
 - ロ 入札執行中にあたっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。（届け出なく辞退された場合、以後の入札について指名しない場合があります。）

※ 物品納入にあたっては、入札条件10は除外します。